航空法

I.　案内情報

①　手続名：事業計画変更の届出

②　手続根拠：航空法第１２９条の３第３項（航空法施行規則第２３３条の３）

③　手続対象者：外国人国際航空運送事業者

④　提出時期：変更後遅滞なく提出

⑤　提出方法：航空法施行規則第２３３条の３第２項で準用する同規則第２２０条の２第２項各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。

⑥　手数料：なし

⑦　添付書類・部数：届出書記載例をご確認ください。

⑧　申請書様式：届出書記載例をご確認ください。

⑨　記載要領・記載例：届出書記載例をご確認ください。

II.　窓口情報

①　提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111

②　受付時間：原則 平日１０：００～１７：００

③　相談窓口：提出先に同じ

III.　手続情報

①　審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成６年空総第１７７号）

②　不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

届出番号 ：AAA-2234
届出年月日：20YY/MM/DD

国 土 交 通 大 臣 殿

届出者
国 籍 XX 国
氏 名 あいうえお航空(AIUEO AIR)
住 所 XX 国 XX YY 56-789

届出代行者
氏 名 あいうえお(株) 代表取締役社長 かき くけこ
住 所 東京都千代田区 XXXX X-X-X

事業計画変更届出書

航空法第１２９条の３第３項及び同法施行規則第２３３条の３の規定に基づき，別紙のとおり届出致します。

SAMPLE

会 社 名：あいうえお航空（AIUEO AIR） 届出番号：AAA-2234

1．届出しようとする事項

（1） 内容別

（ 路　　線）便名，起点，寄航地，終点

（使用機材）総数，型式，積載能力，国籍

（ そ の 他）日時変更，欠航，

航空機強取等防止措置のうち効果に影響を及ぼさない事項，

移動支援措置のうち効果に影響を及ぼさない事項，

部品等脱落防止措置のうち効果に影響を及ぼさない事項，

（2） 実施日及び新旧対照

実施日		新
YY/MM/DD	XX5678/XX5679 B738 XXX-NRT-XXX hh;mm-hh:mm/hh:mm-hh:mm	欠航

2．届出内容についての空港事務所との調整

実施済み（YY 年 MM 月 DD 日）

3．理由

積雪により XXX 空港が閉鎖したため，欠航としました。

4．その他

搭乗予定旅客は，翌日の自社運航便へ振替え又は払い戻しとしました。

SAMPLE

添付書類

必要に応じて,以下の書類

１.「外国人国際航空運送事業等の審査要領細則(安全関係)」に規定される各書類

２.「航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領(バリアフリー関係)」に規定される各書類(※届出となるのは,契約内容の変更等軽微な変更の場合のみ。)

※ 添付書類１.の詳細はこちらをご確認ください。
(http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000026.html#anchor06) ※ 添付書類２.の詳細は次ページをご確認ください。

※ 届出書記載事項は必要に応じ別添として構いませんが,その場合は「別添○○のとおり」など, そのことが分かるように記載してください。

SAMPLE

添付書類２．関係

航空運送事業及び外国人国際航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領
(バリアフリー関係)(抜粋)

Ⅱ.航空運送事業又は外国人国際航空運送事業の許可を受けようとする場合に、 移動 支援措置の内容として記載されていなければならない事項

1.事業の許可を受けようとする者は、移動支援措置の内容として、空港ごとに次の ①及び②に掲げる事項を記載した移動支援措置計画(以下「計画」という。)を提 出しなければならない。

① 旅客搭乗橋、パッセンジャー・ボーディング・リフト車、ランプカーその他 の高齢者、障害者等が航空旅客ターミナル施設と駐機場との間を円滑に移動す るために必要となる設備、器具又は車両(以下「設備等」という。)の種類及び その所有者名(使用航空機の型式ごとに記載すること。)

② 旅客搭乗橋、 パッセンジャー・ボーディング・リフト車、 パッセンジャー・ ボーディング・リフト、リフト付きタラップ、スロープ式タラップ、階段昇降 機、アシストストレッチャーその他の高齢者、 障害者等が航空機に円滑に乗降 するために必要となる設備等の種類及びその所有者名（使用航空機の型式ご とに記載すること。）

2.計画の様式は、原則として別紙様式のとおりとする。

3.計画に記載された設備等の所有者が事業の許可を受けようとする者と異なる場 合には、 当該設備等を使用できることを証する書面を計画に添付しなければなら ない。

様式及び記載例

移動支援措置計画

空港名	使用航空機の型式	航空旅客ターミナル施設と駐機場 との間の移動	航空機への乗降
(例) 新千歳空港	Ｂ７８７－８	旅客搭乗橋 (所有者：　　)	旅客搭乗橋 (所有者：　　)
	Ｂ７７７－２００ Ｂ７６７－３００	パッセンジャー・ボーディング・リフト車 (所有者：　　)	パッセンジャー・ボーディング・リフト車 (所有者：　　)
	Ｂ７３７－８００	旅客搭乗橋 (所有者：　　) ランプカー (所有者：　　)	旅客搭乗橋 (所有者：　　) 階段昇降機 (所有者：　　)